

令和元年第4回美幌町議会臨時会会議録

令和 元 年 7 月 1 6 日 開会

令和 元 年 7 月 1 6 日 閉会

令和 元 年 7 月 1 6 日 第全号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

(諸般の報告)

日程第 3 同意第 7 号 美幌町固定資産評価員の選任について

日程第 4 同意第 8 号 美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命について

日程第 5 議案第 44 号 工事請負契約の締結について〔第Ⅲ期埋立処分場遮水シート等補修工事〕

○出席議員

1 番	戸 澤 義 典 君	2 番	稲 垣 淳 一 君
3 番	大 江 道 男 君	4 番	高 橋 秀 明 君
5 番	木 村 利 昭 君	6 番	伊 藤 伸 司 君
7 番	馬 場 博 美 君	8 番	古 舘 繁 夫 君
9 番	藤 原 公 一 君	10 番	坂 田 美 栄 子 君
副議長 11 番	岡 本 美 代 子 君	12 番	上 杉 晃 央 君
13 番	松 浦 和 浩 君	議長 14 番	大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長	平 野 浩 司 君	教 育 委 員 会 長	矢 萩 浩 君
監 査 委 員	高 木 清 君		

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	高 崎 利 明 君	総 務 部 長	小 室 保 男 君
民 生 部 長	那 須 清 二 君	経 済 部 長	石 澤 憲 君
建 設 水 道 部 長	川 原 武 志 君	病 院 事 務 長	但 馬 憲 司 君
会 計 管 理 者	武 田 孝 司 君	総 務 主 幹	関 弘 法 君
防 災 危 機 管 理 主 幹	河 端 勲 君	ま ち づ く り 主 幹	田 中 三 智 雄 君
政 策 主 幹	後 藤 秀 人 君	財 務 主 幹	中 尾 亘 君
契 約 財 産 主 幹	大 場 正 規 君	税 務 主 幹	片 平 英 樹 君
環 境 生 活 主 幹	渡 辺 靖 行 君	児 童 支 援 主 幹	小 室 秀 隆 君
福 祉 主 幹	影 山 俊 幸 君	健 康 推 進 主 幹	大 場 圭 子 君
農 政 主 幹	佐々木 斉 君	みらい農業センター主幹	午 来 博 君
耕 地 林 務 主 幹	中 沢 浩 喜 君	商 工 観 光 主 幹	多 田 敏 明 君
建 設 主 幹	菅 原 勝 君	施 設 管 理 主 幹	以 頭 隆 志 君
建 築 主 幹	西 俊 男 君	水 道 主 幹	御 田 順 司 君
病 院 総 務 主 幹	菅 敏 郎 君	地 域 医 療 連 携 主 幹	高 山 吉 春 君
教 育 部 長	田 村 圭 一 君		

○議会事務局出席者

事 務 局 長	遠 國	求 君	次	長 佐 藤 和 恵 君
議 事 係 長	鶴 田 雅 規 君	議 事	係 新 田 麻 美 君	

午前１０時００分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第４回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、７番馬場博美さん、８番古館繁夫さんを指名します。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第２ 会期の決定についてを議題とします。

去る７月１２日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

１２番上杉晃央さん。

○１２番（上杉晃央君）〔登壇〕 令和元年第４回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る７月１２日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、人事案件２件、議案１件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日１日限りいたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応を申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を１日間としたいと思いますが、御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は１日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読につきましては省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承願います。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報のため写真撮影を行いますので御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可していますので、あわせて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和元年第４回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明

を申し上げます。

人事案件について。

同意第7号については、本町固定資産評価員、関弘法前税務主幹が、令和元年7月1日付の人事異動によりその職を辞したことから、後任として片平英樹税務主幹を選任いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

同意第8号については、本町職員懲戒審査委員会委員、広島学前総務部長が、令和元年6月30日付で退職したことから、後任として小室保男総務部長を任命いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

工事請負契約の締結について。

議案第44号については、第Ⅲ期埋立処分場遮水シート等補修工事につきまして、入札結果に基づいて契約しようとするもので、議決をいただきたいのであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

◎日程第3 同意第7号

○議長（大原 昇君） 日程第3 同意第7号美幌町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案2ページでございます。

同意第7号美幌町固定資産評価員の選任についてを御説明申し上げます。

本町固定資産評価員関弘法は、都合によりその職を辞したので、次の者を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名、片平英樹。

住所、生年月日につきましては、議案に

記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第7号美幌町固定資産評価員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第4 同意第8号

○議長（大原 昇君） 日程第4 同意第8号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案3ページでございます。

同意第8号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本町職員懲戒審査委員会委員広島学は、都合によりその職を辞したので、次の者を任命いたしたく、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名、小室保男。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

す。

これから、同意第8号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第44号

○議長（大原 昇君） 日程第5 議案第44号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案書の4ページをお開き願います。

工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案第44号工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第44号関係。

工事請負契約の締結について。

令和元年6月4日に発生いたしました第Ⅲ期埋立処分場の火災による遮水シート等補修工事であります。

工事の場所、美幌町字登栄3番地の1。

工事の概要は、遮水シート等の補修で、内容につきましては記載のとおりであります。

入札年月日は、令和元年7月5日。

指名業者は、聖太建設株式会社ほか記載の5社でございます。

契約金額は6,215万円で、落札率は9

6.7％であります。

契約の相手方、網走郡美幌町字仲町2丁目96番地、聖太建設株式会社美幌支店、支店長大沼泰でございます。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期につきましては、本契約後190日とするものであります。

本日、議決いただき契約いたしますと、工期は令和2年1月21日までとなります。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

8番古舘繁夫さん。

○8番（古舘繁夫君） 今説明がありましたので、若干お尋ねをいたします。

工期についての話でありますけれども、1月21日までというお話がありましたが、以前、私どもが説明を受けたときには、シートが受注生産だということと、工事の作業内容は、気温が下がり過ぎると仕事がなかなかできないので、なるべく気温が下がらないうちに施工したいというような説明があったと記憶しております。

そんな中で、この工期の190日というのは、余裕を持ってということだと思っておりますけれども、こうやって臨時議会を開き、入札もスムーズに、そして、議決を得るということのプロセスからすると、説明をいただいた受注生産という品物、それから寒いときではなくて、余り気温が下がらないときの施工、その辺の整合性が大丈夫かと心配しておりますが、理解しやすいような説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、まず、シート作成につきましては、以前御説明したかと思いま

すが、作成に2カ月半ほどかかるということです。

その後、接合する工事に1カ月程度かかるということで、シートの工事自体につきましては、おおむね10月末までには終了となる予定でございます。

その後、シートがずれ落ちないための固定工、コンクリートで塞ぐ、押さえる工事、そういったものですとか、ネットフェンスの修理等の工事がその後かかるということで、こちらについてもおおむね12月末ぐらいまでには終了するということにはなっておりますが、工期については1月21日までというふうにとらせていただいているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番古舘繁夫さん。

○8番（古舘繁夫君） 今の説明で理解いたしましたけれども、事前にお話がありました気温が下がる前にしっかりと仕事をさせていただき、後で後悔するようなことがないということで確証を得てよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） そのとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 工事請負契約の関連の中で、議会運営委員会の中で、町長のほうから今後のごみ対策について、今後の対策についてということで何点か挙げられたというふうに聞いてございます。

再度、今後の対応策について、町長のほうから御説明いただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 今後の対応策ということでございますが、まず一つは、

予防が1番重要だと考えております。

まず一つといたしましては、出火原因と考えております電池類ですとか、スプレー缶、ライター等のごみの分別徹底が重要であるということから、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

こちらについては、ホームページでの周知を既に6月25日に行っているところでございます。

また、今後とも広報等を通じて周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

もう一つは、速やかな覆土作業、それからコンパクターによる粉砕、破砕転圧によって防止を図っていきたいと考えております。

また、もう一つは、以前6月の補正のときに、町長のほうから御説明いたしましたが、現在、炎センサーによって、火災が起きたら自動的に通報が行くような事が可能かどうかということで検討を進めているところでございます。

物理的には可能であるということを今聞いておりますけれども、今後、その辺の詳細を聞いた上で、確立できましたら、そういったことにより早期に通報が行くようなシステムを検討したいということと、保険についても加入するかどうかについて、あわせて検討したいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） わかりました。

後段のセンサーによって通報が行くシステム、それと、火災保険の加入の関係なんですけれども、いつごろまでにめどを立てるのか、そして、今も受け入れをしておりますので、できるだけ早く結論を出して、センサーによってできなければ、火災保険に加入したほうがいいというように思いますので、現場は動いていますので、ぜひ早急な対応をよろしく願いしたいというふうに思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、炎センサーの可否につきましては、おおむね7月中をめどに、業者の方に来ていただいて確認をする方向で検討しております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 工事期間に関してなんですけれども、工事をやると同時に、ごみの収集も受け入れないといけないと思うのですけれども、その辺の体制はどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、工事中におきましては、ごみの受け入れ時間中、委託業者が管理中の時間帯において行うものとしたしまして、火災現場となるごみの受け入れ場所につきましては明確に区分されるため、問題がないよう取り進めることになっております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 今回の火災については、不幸中の幸いにも、規模が小さかったということで消火できたと思います。

周りが森林に囲まれていますので、時間帯によっては非常に大規模火災に発展する可能性も否定できないというところで、そういう観点からいうと、初期消火というのが非常に重要だと思います。

まして、消防署からも遠い位置にあるということで、日中、人がいれば多分そういう行動もできるのでしょうか、そういう初期消火をするものとか、そういう対策というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの初期消火の対策ということでございますが、一つは、先ほど申し上げました炎センサーによる自動的に通報が行くシステム、こういったものが確立されますと迅速な初期消火につながるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） やはり、消防が来る前に対応するというのが1番重要だと思います。

夜ですと、当然消防に頼らざるを得ませんけれども、日中の勤務員がいるときに、勤務員だけで初期消火できるということが重要だと思うのですけれども、例えば、消火器をちゃんと置いてあるとか、水たまりがあるとか、そういう環境というか、そういうハード面の整備はできているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（渡辺靖行君） 初期消火の関係でございますが、規模により、自分たちで初期消火できるかどうかということは非常に難しい状況だと思います。

消火器等は、各施設には当然設置してございます。それと、コンパクターとかがございますので、本当の初期であれば、それで物を排除してということもできると思いますけれども、何分ごみ処分施設ということで、可燃性のものがたくさんありますので、初期消火をして2次災害、人的被害が出て大変困りますので、迅速な消防への通報と小さなものであれば、できる限りの初期消火ということで、人もおりますので、対応していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 今回は、消防が間に合う程度の火の付きようというのか、それ

ぐらいだったと思うのですけれど、火というのは、瞬く間に大きくなりますので、1番心配なのは近隣の森林等への延焼です。その辺をきちんと考えた、例えば、勤務員等含めた消火訓練をやるとか、そういうこともできると思いますけれども、そういう延焼防止のための初期消火ということで、もっと検討していただければと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今御意見いただいたのは初期消火ということで、基本的には早く発見するというのが基本だと思えます。その中で、初期的に行うのは覆土をするということでもあります。

ですから、まずは、ごみの中に可燃になるというか、燃える可能性があるものを取り除くことを前提にして、もし仮に、そういう自然発火等をした場合にどうするかというと、水をかけることは可能かもしれませんが、その燃えているところに土をかけていくということでもあります。

ですから、先ほどの再発防止の中で、民生部長からお話をさせていただきましたけれど、基本的には、1日入れて、部分をきちんと転圧をして、覆土していく。

このことが火災等を発生させない一つの条件となりますので、その辺のしっかりしたトレーニングというか、訓練をしっかり委託業者には、再度確認していただきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 2点ほどお尋ねいたします。

私の聞き漏れだったかもしれませんが、当初、火災の原因についてはわからない、不明であるという説明を受けていたのですが、先ほど、民生部長から電池によるという説明が一文あったのですが、それはいつそのような判断があったのか、また、電池

といってもいろんな種類の電池があると思うのですが、なかなか町民の方の分別を徹底してもらうのはもちろんですが、特にどういう電池が危ないのかというものがあればお示しいただきたいのと、あと、遮水シートが破れているということで、1番懸念するのは水質汚染であります。

通常の水質管理よりも、事故後、何か強化して水質についての検査の結果があれば、示しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの火災の原因でございますが、今回の火災につきましては、原因究明は非常に厳しいものというふうに考えております。

と言いますのは、消火作業中に、ほかのごみに燃え移らないようにごみを分けるので、現場保存ができないというようなことから、結果、原因を特定することは厳しいと考えております。

ただ、いろんなごみの処理施設における全国の事例におきまして見ますと、公表されているものですが、ごみの中に、例えば、電池、ライターが混入していたですとか、スプレー缶、スプレー容器が入っていたですとか、また、リチウム電池等が出火原因と考えられるというようなことが公表されております。

今回の火災におきましても、発火時の監視カメラによる録画映像がありますので、そういったものを見ますと、発火時の火の勢いが非常に強いということが見て取れますので、恐らくスプレー缶ですとか、バッテリー等の熱量の大きいものが原因ではないかというふうに考えているところでございます。

また、その電池類につきましては、リチウムバッテリーですとか、そういったものが非常に危ない、出火原因になっているケースが多いということを言われてございます。

あと、水質の関係でございますが、その後、水質検査と状況を見ておりまして、特にこういったものに関して、今回の火災によって水質が悪化しているというような状況はないということで聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） 先ほど、対策の部分で火災保険の加入を検討されるということでお話をいただきましたが、前回の説明のときにも、火災保険にもし入るとしたら保険料が年間60万円ぐらいたということと伺っておりました。

極端なお話をさせていただきますと、今回の事故の被害額は6,000万円を超えるということは、年間60万円の保険料の100年分に値するような形になると思いますが、まず、どうして今まで火災保険の加入、要は、先ほどの御説明の中にもありましたが、可燃性のごみということで出火の可能性がかなり高いものかと思いますが、どうして今まで火災保険の加入をご検討いただいていたのかということと、あとは、年間60万円の保険に加入をされて、どれぐらいの補償がされるのか、もし、おわかりになりましたら教えていただければと思います。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（渡辺靖行君） 保険の加入につきましては、施設設置当時からのように検討されたかは今はわかりませんが、建物は入っております。

それと、近隣市町村、埋め立て処分しているところの埋立地の火災保険については、網走市ですとか、北見市ですとか、恵庭市が入っていないという状況でございます。

それを持って、いろいろと今後検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 補償金額でございますが、保険料が年間60万円のものに入った場合は、100%の加入率ということになりますので、工事費が丸々補償されるということになります。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） 先ほど、夜間の管理は火気センサー等の検討も考えられているということでしたが、恐らく、火気センサーがついて、しっかり火気センサーが発見して通報されれば、そこまで大きな被害にはならないのかなというふうには思いますが、やはりその火気センサーの性能と、保険の加入の必要があるかということとを今後あわせながら検討していくような形でよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、このセンサーについて、設備投資が一体どのぐらいかかるのかということを含めて、それに設備投資をするほうがいいのか、もしくは、毎年60万円の保険料をかけたほうがいいのか、その辺の二つをともに、どちらのほうがいいかということで、今後検討してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第44号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決
されました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会
に付議されました案件は全部終了しまし
た。

会議を閉じます。

令和元年第４回美幌町議会臨時会を閉会
します。

お疲れさまでした。

午前１０時３１分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員